愛知働くものいのちと健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町９－３労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/

愛知健康センター第17期総会 8月25日(土)13時30分開催

総会は8月25日13時30分から労働会館２階会議室で行われます。今回の総会では、記念講演を取りやめにして、運動方針の議論を深めることにしました。

いのちと健康を守る組合運動や労災認定の経験を交流し、健康センターの運動のあり方を検討します。つきましては各組合や組織の取り組み・個人の実践などを10分以内にまとめて、発表できるように準備をお願いします。

今年の秋には、中電過労自殺事件控訴審判決が、名古屋高裁10月31日10時と確定しています。ドラッグスギヤマ損害賠償裁判と内野労災認定請求裁判も、この秋判決が予想されています。倉田過労死事件公務災害認定についても支部審査会の裁決がだされる予定です。裁判や審査会での最終段階でどのような闘いを組織すればよいのか、それぞれの運動について理解を深めるとともに、闘い方について議論・意見交換をしたいものです。

また、新しい理事・事務局の人選も行われます。年６回開かれている理事会において、運動の方法を議論したり、健康センターの見える活動を具体的に執行するために、会議に出席できる人を探しています。各組織で検討していただき、個人の場合も８月20日までに立候補の届けをしてください。活発な議論と行事を成功させる力をもった理事会を作りたいと思っています。皆さんのご協力をお願いします。

なお、総会終了後、近くの店で懇親会を予定しています。会費は2,000円です。時間のある方は是非、参加して会員と交流を深めていただければ幸いです。

◆総会議案骨子および議論点

①メンタルヘルスに関する職場での取り組みの紹介と問題点
②アスベストの診断・治療・補償に関する職場・地域での取り組みの紹介
③労災補償に関する運動と問題点について
④損害賠償裁判に関する運動と問題点について
⑤トヨタシステムの問題点と闘いの展望
⑥会員の拡大の取り組みと健康センターへの要望について
⑦働くもののいのちと健康に関わる地方自治体や国への働きかけについて
⑧非正規労働者の働き方や外国人労働者の働き方について
⑨その他

メンタルヘルスと安全配慮義務

使用者は、労働者の安全と健康を確保する義務あり

６月22日午後6時30分から９時まで、労働会館会議室でメンタルヘルス学習会がもたれました。講師は岩井羊一弁護士です。

この学習会は小出過労自殺事件の名古屋地裁判決で「過労によりうつ病を発症して自殺した小出さんに対して、会社はうつ病であることを知らされていなかった。したがって、会社は安全配慮の義務はないから損害賠償の責任はない。」と判示したことに対して、どう考えたらよいかを学ぶ学習会でした。

岩井弁護士は「労働者と使用者は契約を結んで債権・債務の関係にある。労働者は労働を提供して賃金を受け取る権利があるが、それだけでなく労働災害防止のための最低基準を遵守させ、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通して労働者の安全と健康を確保させる権利がある。」と言われ、その根拠を次のように説明しました。

1975年に出された、陸上自衛隊八戸駐屯地車両災害事件で、最高裁は「国は自衛官に安全配慮義務を負う」という判決がだされた。さらに、2002年の電通最高裁判決では「健康状態を認識していた上司が適切な労働実態の改善をおこなわなかったのは安全配慮義務違反である」として1億6800万円の支払いを命じました。

過労死事案の使用者の安全配慮義務には、①適正な労働条件、すなわち労働時間・休憩時間・休日・労働密度・休憩場所・人員配置・労働環境の整備などを措置し、②必要に応じてメンタルヘルス対策を講じ、健康状態を把握して、精神障害の早期発見をする。③精神障害の症状に応じて勤務の軽減・作業の転換・就業場所の変更などの適正な措置を講じ、精神障害に悪影響を及ぼす労働に従事させてはならない。④適切な看護と治療を受けさせる義務、があります。

ソフトバンク損害賠償・小出裁判名古屋地裁の判決では、予見可能性について「使用者が健康状態がわるいとか、うつ病に罹患していることを知らなかった」としているが、「長時間勤務をさせればうつ病になること」、「その結果自殺することもあり得ること」を知っていたら、それは予見の可能性を認識していたというべきであると電通事件東京高裁判決は示している。

また、「精神疾患はプライバシイの問題もあり情報を集められない」と使用者はいうが厚生労働省がの公表した「プライバシイの保護に関する検討会の中間報告」や「労働者の健康情報の保護に関する検討会報告」にも健康情報を収集できることは明示されている。

労働者の安全は、罰則付の労安法が定める義務と罰則は明示されていない使用者の努力義務が張り巡らされている。労働安全衛生行政の新しい流れは、労働者の安全をより充実させる方向になっている。関係する条文・通達は「快適な職場環境の形成のための措置」、「健康保持増進のための措置」、「労働者の就業に当たっての措置」、「危険又は健康障害を防止するための措置」などである。従って、小出裁判名古屋地裁判決は、使用者の安全配慮義務を狭く、限定的なものにしており、これは、労働行政の流れに反するものである。

岩井弁護士の講義の後、１時間程、参加者からの質問や意見が活発に交わされました。この学習を現場に生かす実践が求められています。このレジメは年会誌に掲載する予定です。　　（文責：宮崎　脩一）

秋にも「アスベスト対策協議会」の結成を
第２回アスベスト問題懇談会で確認

６月11日、健康センター事務所でアスベスト懇談会を開きました。これは、１月12日に開かれた第１回懇談会に引き継ぐもので、渥美弁護士、建交労・石村氏、全港湾・田中氏、そして健康センターからは、宮崎・鈴木明・大家が出席しました。

報告は、東京で行われた全国アスベスト交流集会（５月13日）の様子、名古屋で元中電労働者を中心にアスベストの学習会について、そして、５月26日に実施した、アスベスト弁護団が行ったアスベスト電話相談１１０番では、２９件の相談があったことなどです。

また、5月12日には愛知県の保険医協会にアスベスト診断や診療について相談できる医師を紹介していただけるように申し入れを行いました。

田中洋行さんからは、全国港湾、全港湾、港運協会で１億円のアスベスト基金が作られ、この基金で港湾労働者で退職した仲間のアスベスト診断を進めようとしていることが報告されました。

渥美弁護士は、「これまで累計６４件の相談を受けたが、その後のフォローがほとんどされていない。例えば、病院を紹介したが、実際に診察を受けたのかどうか、診断の結果はどうかを確認していない。」との指摘がありました。また、アスベストの正確な診断の出来る医師が欲しいとの切実な声が紹介されました。

建交労・石村氏は、「疑わしい人は、病院へ同道し、診察を受けてもらっている。その上で労基署へ行くが、労基署は、労災を認めない方向やあきらめさせる方向で指導しているように思える。」と述べ、労基署の対応の問題点を指摘しました。

アスベストは、毛髪の5000分の一という極細で、呼吸とともに肺に付着、蓄積される。アスベストは安価で薬品に強く、摩擦材・断熱材として車や建築材に、至る所に利用されてきました。そして、アスベスト被曝による発症までの潜伏期間は、３０～４０年といわれており、一旦空咳、発熱などの特有な症状がでると死亡までの時間は数ヶ月に満たない短いものです。

アスベスト問題は、とりわけ情報の共有が大切であり、そのためにはアスベスト関係のメーリングリストを作り、瞬時に必要な情報が関係団体や個人に伝えられることが望ましいといえます。

宮崎氏からは、静岡健康センターが中心になって、アスベスト対策協議会が作られた経過とその規約が紹介されました。静岡のようなアスベスト対策協議会は、三重県や福井県にもすでに作られており、東海地方では愛知県だけにまだ設置されていない状況です。田中氏や渥美弁護士からは、秋にも愛知としてアスベスト対策協議会（仮称）の結成をめざことが提案され、確認されました。7月23日の午後2時から健康センターで、次回の話し合いが行われます。

（文責:大家信義）

健康センターの会員になって下さい。

ＮＰＯ法人：愛知働くもののいのちと健康を守るセンターは全国に先駆けて 16 年前に結成され運動を開始しました。

いま、労働現場は長時間労働や成果主義の下で過重な労働が強いられ健康が破壊されています。今こそ過労死や労働災害をなくす運動を強めることが求められています。

健康センターの取り組みは「健康学校」の開催を始め、メンタルヘルスやアスベスト被害などの 110 番相談も行っています。また隔月発行のセンターニュースや年会誌をお手元に配布しています。愛知健康センターは来る８月 25 日に第 17 期の総会が予定されており、準備が進められています。

この機会にぜひ貴組織の団体としての加入をお願いいたします、また個人会員も併せて募集していますのでぜひ加入をお願いいたします。

年会費:団体会員　一口　６，０００円
個人会員　一口　４，０００円

です。電話かＦＡＸをください。

トヨタ自動車
内野過労死
労災認定裁判

やっぱり働いていたんだ、「自主的」って何？

第11回証人尋問法廷を傍聴

トヨタ自動車勤務　大場

一生懸命仕事をして倒れた
あれから５年がすぎた
やっと証人尋問の日になった
期待と不安が入り交じって
冒頭「健一さんの写真を伏せてください」
と被告側から
くやしさをかみしめ「俺たちが健一さんの分まで見ていてやるぞ」と無言で･･･
「私は真実を･･･」証人宣誓
ウソは偽証罪に！！
被告側証人は健一さんの上司２人
「長時間会社にいてもすべて仕事をしていたのではない」と繰り返す
目をふせて「違う！　ウソです！」と首を振る博子さん
被告側証人は、質問にだんだんつじつまが合わなってくる
「残業は１時間半で、あとは雑談をしていました」
「話をしていたのは主に私の方で、内野君は聞き役でした」
「私の趣味の話が多かったです。･･ジョギングやマラソンの話です」
「じゃあ、あなたは毎日３時間もそんな話をしていたんですね」
「･････」　動揺して言葉が出ず
自主活動といわれるＱＣ活動・創意工夫・交通安全サークルなど
「自主的だから参加は自由です」
「何で上司が印を押して確認するんですか？」　「････」
「創意工夫提案を出さない人の分まで書くことがあります」
「一般の方は自由参加かもしれませんけどまとめ役である方は全員参加させなくてはいけない立場でしょう。仕事ですよ。人事考課も入っているし･･･」
「残っていても仕事はしていなかった」「自主活動だ」という前提を崩さずに証言しようとする被告側証人
自分の言葉の矛盾にだんだん声が出なくなる
証人本人が出した陳述書にも「わかりません」などと言い出す
あげくは「記憶にありません」を連発
一方、原告側の証人は同僚のＩさんと博子さん
職場での誠実な働きぶりを話すＩさん
被告のいやらしい質問にも凛として答える博子さん
勇気はいるが何も隠すことはない
ありのまま話せばいい
ここにくるまで健一さんの元同僚をはじめ多くの方から陳述書を書いていただいた。署名を集めていただいた・ハガキも････。
まだ勝利するまで気は抜けませんが、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。多くのみなさんの励まし、何よりも真実を求めて立ち上がった博子さんに多くのことを学びました。

◆結審法廷７月27日、秋にも判決の予想

トヨタ自動車・内野裁判は、７月27日（金）午後１時30分、名古屋地裁大法廷にて結審します。結審法廷では、原告・内野博子さんも最終陳述をし、裁判官から判決日が言い渡されます。ご支援・傍聴をお願い致します。

＜内野裁判結審法廷＞
日　時：７月27日（金）午後１時30分
場　所：名古屋地裁大法廷

ドッラグスギヤマ
損害賠償請求
杉山裁判

証人尋問法廷、傍聴席前二列を社員が占拠

名古屋地裁で７月20日(金)11時最終弁論

原告・杉山　正章

2007年５月29日(金)午前10時より、証人尋問が、名古屋地裁1103法廷で行われました。

私と妻も原告として実際に証言台に立ち、これまで見たことの無い世界に感涙し、驚愕し、人間の醜さと温情をまざまざと見せつけられた一日でした。

10時前。緊張しながら法廷へ入って行き、まず驚きました。今まで口頭陳述法廷に一切傍聴にきていなかったスーツ姿の集団に、傍聴席の前列二列が占拠されていました。ドラッグスギヤマの社員が動員されていたのです。支援の女性の方が「今日は会社は休みなのかしら。」と、スギヤマ社員に聞こえるように話していたそうです。

私ども原告がお願いした証人Ｍさんは、現在、某ドラッグストアにお勤めですが、ドラッグスギヤマのありのままを暴露し、薬剤師としての使命と同時に、会社の過酷なる裏事情を証言して下さいました。そして、その証言は自信に満ちていました。そのはずです、事実を証言しているのですから。

しかし、被告側証人３名の証言には、企業に使われている者の哀れささえ感じてしましました。シドロモドロというか･･･酷いものでした。支離滅裂な証言を連発し、一言で言えば「ウソ交じりの証言」であったことは、支援して下さっている傍聴者の方々にも明らかだったと思います。労災申請聴取の際に、豊田労働基準監督署で証言した事は、「全て嘘でした」とぬけぬけと言い放ち、裁判官の前で白々しい態度をとった姿を見ていると、この人達と同じ職場で、一生懸命頑張った息子が哀れでなりませんでした。そして、被告側証人の一人であるＥ店長の、当日の証言台で動揺した失態をさらけ出し、「嘘」の辻褄合わせに言葉もかすれ、何度も台本を思いだしながら発言しているその姿は、貴紀が上司と崇めた人物とは到底思えませんでした。

また、被告側のこれまで提出した準備書面も、明らかに作文したということがわかる酷いものです。今回の証人尋問で、これらの準備書面の内容もさることながら、被告側の「貴紀は長時間の残業をした事が無い。」という前提が、全く無理なのだと確信しました。現に、豊田労基署は、貴紀が長時間の過重な業務や残業が原因で亡くなったことを認めて労災認定しているのですから。

妻も私も証言台に立ち、親として、亡くなった息子の爲にと頑張ったつもりです。

証人尋問が終わり、数日後に裁判長から和解の打診がありました。被告側からは社長が出廷し、一応の謝罪らしき言葉を並べてきましたが、誠意が全く感じられませんでした。特に、私共原告が再三に渡って要求し続けている「遺品」の問題にかんしては、「ありません」の一点張りでした。

和解は決裂し、判決を頂く事に致しました。遺族の悲痛な訴えを裁判長にご理解いただき、法を軽視する会社に対して警鐘をならす判決を心から切望いたします。

今後ともご支援の程、よろしくお願い致します。

■結審７月20日(金)、秋にも判決か？

ドラッグスギヤマを断罪する裁判は、**７月20日(金)11時名古屋地裁1103で結審**します。トヨタ自動車内野裁判と同じような日程で進んでおり、この秋にも判決が予想されます。ご支援・傍聴をお願いいたします。

＜杉山裁判結審法廷＞

日　時：７月20日(金)午前11時

場　所：名古屋地裁1103号法廷

＜お知らせ＞

７月１３日(金)19:30「ＮＨＫナビゲーション」は、２０才台の過労死問題を取り上げ、ドラッグスギヤマ・杉山事件などを放送します。是非ご覧下さい。

刈谷市職員
倉田康弘さん
公災認定審査請求

逆転裁決をめざして、奮闘しよう！

倉田さんを支援する会総会

５月27日（日）午後1時30分から、刈谷市民会館会議室にて、倉田さんを支援する会第４回総会が開かれ４０名が参加しました。

桜井さんから詳細な経過報告がありました。この１年間は、公務災害補償基金愛知県支部審査会に対する対応が主な活動となりました。公務災害認定申請の場合、愛知県支部審査会は口頭意見陳述を非公開とし、請求代理人を制限してきました。（名古屋市支部審査会の口頭意見陳述は公開制）しかし、支援する会事務局の粘り強い要請・抗議により30名の代理人参加で公開の口頭意見陳述が、３月12日に開かれました。口頭意見陳述のには、会場からも高い評価の声が寄せられました。

会計報告では、「予備費の額が多いので弁護士事務所費用に充てることも考えてほしい。」という意見が出ました。経過報告、会計報告については、拍手で承認されました。

また、活動方針については、現在、支部審査会の結果待ちの状態であり具体的な活動の提案はされませんでした。しかし、参加者から「ただ手をこまねいているだけではまずい。他の組織に学び活動を考えるべきでは？」との意見が出され、「事務局として検討する。」との回答がありました。

◆　審査会口頭意見陳述のポイント　　田巻弁護士

記念講演では、田巻弁護士が「支部審査会の判断のポイント」と題して、参加者に分かり易く話されました。

主な内容は、

①康弘さんがどれだけ働いたかという実態を陳述

②公務災害補償の制度は遺族補償が本来の目的である。

③「医学的意見」は、基金本部の専門医から基金本部職員が意見を聞いただけのものであり、康弘さんの蓄積疲労を無視していること

④刈谷市には健康管理について安全配慮義務があるのだから、「公務起因性」についてはもっと緩やかに判断されるべきことなどでした。田巻弁護士のお話は、分かり易く大変好評でした。

最後に「倉田康弘さんの事件は、機構改革が進められる中での不当な人事異動と過重な労働による過労死事案であり、公務に起因することは明白である。公務災害認定が全国的少ない傾向にあり、認定を勝ちとることは大きい意義がある。是非とも認定を勝ち取りたい。」と話されました。

◆愛知県支部審査会へ、要請書の集中を！

愛知県支部審査会宛に、倉田さんの公務災害認定を求める要請書を集中して下さい。

要請書の内容は、

①公務災害認定を求める

②遺族救済の制度からも認定を求める

③刈谷市当局の安全衛生体制は極めて不十分な体制であり、これを正すこと。などです。

要請書は、葉書でも封書でも結構です。７月中に出してください。ご協力をお願いします。

＜要請書送付先＞

〒４６０－８５０１
愛知県庁内　地方公務災害補償基金愛知県支部　審査会会長　片山　主水

中部電力
アスベスト曝露
藤原裁判

現場労働者がアスベスト被害で死亡

中部電力の火力職場で４１年間働いてきた

支援する会事務局長：三枝　豊明

中部電力の火力発電所で４１年間に亘って働き、「胸膜中皮腫」で2006年９月に亡くなった藤原建二さんの遺族（妻・藤原重子さんと二人の娘さん）が、2007年３月22日、故人の遺志を継ぎ、名古屋地方裁判所へ「中電の安全配慮義務違反があった」として、「損害賠償」を求め提訴しました。

藤原さんは、「アスベストを吸引すると大変危険である」ことをまったく知らされずに、アスベスト粉塵が飛散する中で、防護対策もなされないまま、仕事をしてきました。中部電力の現場労働者はみんな一緒です。

藤原さんは、闘病治療中「アスベスト被害は、自分一人の問題ではない」「火力に従事していた全ての労働者の問題だ」と、家族の協力を得て労災申請をし、国は「労働災害であることを認め」、労働災害の認定をしました。

しかし中電は、安全配慮義務違反はなかったとし、損害賠償請求に応じませんでした。

中部電力の現場労働者は、大量のアスベスト材料や製品に囲まれた職場環境の中で、会社からはアスベストの危険性を知らされないまま、長年働いてきていました。

特に火力発電所の保温材やジョイントパッキン類、建物の防音・耐火材とか、地中線の管路材など、アスベストは広範囲に沢山使用されてきました。

中部電力は、この様な危険がいっぱいの職場環境を改善し、アスベストの危険を労働者に周知し、その防御を教育したり防護手段を提供するなどの、中部電力には、労働者の安全を守る責任があったはずです。

また、「死の時限爆弾」と言われるように３０年～４０年という潜伏期間の長さからしても、すでに退職した労働者の健康管理と安心な生活に、中部電力は責任を持つべきです。

６月29日(金)には名古屋地裁第２大法廷で、初法廷が開かれました。満席の傍聴で、被告の中部電力は弁護人一人の参加でした。この日、支援する会が弁護士会館に集まって発足しました。

◆田巻弁護士、闘い意義を解説

弁護士・田巻先生は、この闘いの意義と決意を次のように述べています。

藤原さんの裁判には大きく２つの意味があります。

１つは、言うまでもなく、藤原健二さんが中電によって危険な作業を強いられてきたことの責任を中電にきっちり認めさせること。

２つは、この藤原健二さんの提訴を一つの契機としてアスベストの危険性や中皮腫の苦しみの大きさを多くの方に知っていただき、アスベストの粉塵は人体に悪影響がある、人体に危険な鉱物であるということを知りながら、アスベストを使って利益を得てきた企業に対してその責任を追及する大きな動きを作りたい。

ということです。

この裁判の大きな意味を考え、アスベスト被害東海弁護団全員でこの裁判に取り組んでいきたいと思っています。藤原重子さん他ご家族の頑張りにより、幸いにも提訴の様子が広く報道され、多くの方に知っていただく機会となりました。

でも裁判はこれからです。弁護団一同がんばっていきますので、広い大きいご支援をよろしくお願いいたします。

（弁護団　田巻紘子）

マツヤデンキ
小池過労死
労災認定訴訟

障害のある人もない人も安心して働ける社会に

心臓機能に障害のある小池勝則さんは身体障害者手帳（３級）の交付を受けていましたが 2000 年 11 月に障害者枠でマツヤデンキの豊川店に採用されました。

豊川店では小池さんに対して健康について話す機会もなく、健常者並みの就労が与えられ長時間の立ち作業や寒暖差のある店内と駐車場へ商品の運搬など出入りが常態化され足が浮腫むようになりました。また年末商戦で販売ノルマも与えられ心臓障害者にとって過重な労働がさせられていて帰宅するときつい仕事やいじめられていることを友子さんに話していました。

そして同年12月24日クリスマスイブの夜、自宅で倒れて亡くなっていたのです。享年37才でした。

次回８月27日の進行協議ではいよいよ証人が決められます。原告側からは妻の友子さん、医師の田渕さん、勝則さんの亡くなる前日にコーヒーメーカと加湿器を買った友人の豊田さんらの４名を申請しています。また被告側は当時の豊川店の店長と医師が証人として申請されています。

また、これまでに集められた公正な判決を要請する署名を７月23日に提出する準備が進められています。支援する会は引き続き会員の拡大と署名をお願いしております。多くの皆さんの支援をおねがいいたします。

（文責：鈴木　明男）

＜進行協議日程＞

8月27日(月)11時　名古屋地裁402号室（4階）　公開制

多くの皆さんの傍聴をお願いいたします。（人数制限２０名くらい）

ゆたか福祉会、「綱領」を廃棄
再生へ向けて重要な一歩

本年４月、ゆたか福祉会は、混乱と人権侵害の源であった「綱領」を廃棄しました。職員と利用者合わせて1,000人余りの大手福祉法人・ゆたか福祉会は、10年来、ゆたか労組と一体となって「綱領教育」と称し、職員を専制支配してきました。綱領にたいする批判や疑問を持つことすら許されず、その端緒に触れただけでもいじめ抜かれました。「金丸さんを支援し、人権を守る会」や「愛労連ローカルユニオン」は、自覚的な勇気ある人々によって作られ、活動してきました。

2002年８月、金丸裁判は、原告全面勝利とも言える和解が成立しました。しかし、同年９月23日、ローカルユニオン加盟看護師・泰中さんへの数時間に及ぶ「つるし上げ」事件がおき、泰中さんはうつ病に罹り休職に追い込まれました。そして、2005年４月27日、泰中裁判は全面勝利の判決が出ました。ゆたか福祉会はゆたか労組との癒着を断ち切り、2004年１月、新体制に切り替えました。泰中さんの職場復帰などまだいくつかの問題が残っていますが、ゆたか福祉会が、職場討議を経て綱領を廃棄したことは再生への重要な一歩です。

（文責:大家　信義）

闘ってこそ職場も人生も豊かにできる

住軽金・強制出向無効裁判原告　鈴木　明男

６月29日、住友軽金属９争議の終結に伴い、支援の会報告集会が、港区全港湾会館大ホールで開かれました。

始めに、愛労連・羽根議長は、大リストラに抗して闘った住軽金の闘いの意義と成果を讃えたうえで、原告団の奮闘をはじめ弁護団・支援の輪が広がったこと、前進面を正しく評価し闘うことの重要性を語りました。

私は、原告団を代表して「本人の同意のない出向は無効」と訴え、勝利できた喜びと、多くの皆さんに支えられての闘いに心からお礼を申し上げました。そして、「闘ってこそ職場も人生も豊かにできる」ということを実感できたこと、また、この闘いの中で、八田ひろ子参議委員が、国会で住軽金の相継ぐ死亡事故と長時間労働の問題を追及して頂いたこと、職場の安全衛生運動の展開と労働基準監督署の数次に及ぶ指導が労働災害を激減させる成果につながったことなどを報告しました。

さらに、弁護団である安藤・水野・竹内・岩井の各弁護士から、それぞれの争議・視点から９争議を振り返って頂きました。特に岩井弁護士は、弁護士としてデビューして初めての仕事が住軽金強制出向無効裁判でした。しかもその後、９争議総ての弁護団に関係した経験を語られ、会場から大きな拍手が寄せられました。

閉会の挨拶は、渡辺三千夫さん。渡辺さんは、学生時代に住軽金でアルバイトをしたときの話から、名古屋港でのさまざまな争議の思い出を、ユーモア一杯に語りました。

各氏のお話は、闘う勇気に溢れ、正に闘ってこそ職場も人生も豊にできることを実感した、有意義な集会となりました。

皆さん、長い間のご支援・ご協力ありがとうございました。

水野弁護士

秋元勇さん

青木光雄さん

竹内弁護士

声　　明

私たちは、本日、国（厚労大臣、国交大臣、農水大臣、防衛施設庁長官）との間で「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」を締結し、現在、東京高裁など全国４高裁（５事件）、東京地裁など全国10地裁に係属している国を被告とする全国トンネルじん肺根絶訴訟（以下、「根絶訴訟」と言う。原告数は患者単位で969名）を全面解決することを決断した。

トンネル工事の元請ゼネコンを被告とする全国トンネルじん肺訴訟（全国23の地裁・支部に提訴）で和解を成立させた元原告たちは、現在トンネル工事で働いている労働者に自分たちと同じ苦しみを味合わせたくない、そのためにはトンネルじん肺を防止するために法令を抜本的に改正するほかないと決意し、自らが再び原告となって、2002年11月22日に東京地裁、その後全国各地の裁判所に提訴した。その後、新たにじん肺を発症した患者とともに全国で闘いが進められてきた。そして、昨年７月７日東京地裁、７月13日熊本地裁、10月12日仙台地裁、本年３月28日徳島地裁、３月30日松山地裁において、トンネル工事のじん肺防止に関する国の規制権限不行使の責任を認める原告側勝訴の判決を勝ちとった。

同時に、原告たちは、病の身体を押して、家族とともに「自分たちは、金が目的ではない。」「トンネルじん肺を根絶するために、国のじん肺防止施策を抜本的に転換させたい。」との思いで、衆参国会議員の「トンネルじん肺根絶の賛同署名」（現在526名の現職国会議員が署名）や「じん肺根絶を求める100万署名」（現在101万4195筆達成）などに取り組んできた。

私たちは、判決が言い渡されるたびに、トンネル工事の発注者であり、じん肺防止の行政責任を負っている国（厚労省、国交省等）に対し、判決を真摯に受けとめ、私たちとの協議の場を設け、従前のじん肺防止対策を抜本的に見直し、粉じん則等の改正整備に着手するように要求してきた。しかし、国は、いずれも控訴し、私たちの要求を受け入れようとしなかった。

このような国の対応に対し、私たちの要求を「じん肺根絶は社会全体の共通課題」と受けとめた与党が、自民党じん肺対策議員連盟、公明党じん肺プロジェクトチームを立ち上げた。また、野党各党も私たちの要求を受けとめ支援をするという政治環境が作り上げられてきた。

国は、これまで行政の「裁量権」を楯に、じん肺防止対策の見直しを拒否してきた。しかし、じん肺根絶を求める大きな世論と、このような政治の動きの中で、国はトンネルじん肺防止の政策を抜本的に転換することを決定して、私たちとの間で「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」を締結したものである。

国は、本合意書において、原告じん肺患者や遺族に「謝罪」し、トンネル工事における粉じん対策について私たちの意見を聞く場を設けると約束するとともに、根絶訴訟を真摯に受けとめ、粉じん障害防止規則を改正し、粉じん測定等を本年度中に事業者に義務付けること、トンネル工事の長時間労働を改善するため、労働基準法32条を踏まえ、土木工事積算基準の見直しを検討すること等を約束した。これはトンネルじん肺の根絶へ向けて大きく一歩を踏み出す道筋をつけたものと、高く評価をすることができる。そして、私たちは、国が私たちの要求を基本的に受け入れたことで、国を被告とする根絶訴訟では国に対する請求を放棄することを約束した。

本合意書の締結は、原告団の団結と私たちの闘いにご支援、ご尽力をいただいた多数の方々の力により勝ちとることができたものである。ここに、ご支援、ご尽力をいただいた多くの方々に心からお礼を申し上げる。

本合意書は、トンネルじん肺根絶への出発点であり、国は確実に履行する責務がある。同時に、元請ゼネコン事業者にはトンネル建設工事での万全なじん肺防止策の実行が求められている。私たちは、今後とも、公共工事であるトンネル工事で働く労働者がじん肺に罹患しないために、さらに団結を深めて奮闘する決意である。

2007年6月18日

全国トンネルじん肺根絶原告団
全国トンネルじん肺根絶原告家族会
全国トンネルじん肺根絶弁護団
全日本建設交運一般労働組合

じん肺根絶に向けて 新たな出発

建交労労職愛知　　石村ひろ江

「この苦しみは自分たちで最後にしたい」「じん肺を世界からなくそう」ゼネコンを被告としての損害賠償訴訟から、根絶の運動に発展させてきたじん肺根絶闘争は、6月20日東京高裁で和解が成立しました。

建交労の二大闘争の一つでもあり、昨年愛知でも「なくせじん肺・アスベスト県民集会」を開催し、多くのみなさんの協力で成功させることができました。愛知の原告は東京地裁第2陣の1名ですが、裁判のたびに上京し、また地元国会議員の事務所廻りや、議会開会前には県内の議会要請など行ってきました。

最も感動的だったのが、昨年の東京地裁の勝利判決です。裁判所から飛び出してきた「勝利」の文字に、集まっていた350人から歓声が上がり「ばんざ～い！」の声が、いつまでも鳴り止みませんでした。続いて熊本地裁でも「勝利判決」で、国の責任を認めた判決が出たことにより、「国は控訴しないで話し合いに応じてほしい」と、うだるような暑さの中を原告や家族たちが、厚生労働省前で連日座り込みをしました。まさに命をかけた闘いです。しかし、国は控訴したのです。その後、今年3月にかけ、仙台・徳島・松山と判決が続き、いずれも国のじん肺防止策のあり方を断罪したものでした。

この春、満開となった桜の花びらに雪の降り積もる急な冷え込みの時も、私たちは衆議院第２議員会館前で、背中にホッカイロを張って座り込みをしていました。地道な運動の中で、国会議員衆参716人中、529人からの賛同署名が集まり、県内議会も愛知県議会・名古屋市議会を始め、意見書の採択がなされています。

今回の国との和解は、じん肺根絶に向けた新たな出発です。財界の利益優先で、国民の命と健康が守られない政治を、労働者・国民の連帯した闘いの力で、働く者の命を守り政治を正していくことが本当に大切だと思っています。

第48回　日本社会医学会、名古屋で開催
7月21日～22日名古屋大学にて

21日（土）午後７時開催の自由集会２でトヨタ内野過労死を検証

社会医学総会は、「格差社会の健康を守る社会医学」をメインテーマとして、名古屋大学東山キャンパス（地下鉄名城線　名古屋大学駅　③番出口　ＩＢ電子情報館）で開催されます。愛知センターは、「自由集会２」を企画し、大企業労働者の安全と健康をテーマに、新日鉄・デンソーなどにおける労働災害・健康問題を検証します。是非ご参加下さい。

当面の日程

月　日	事　　項	時間・場所など
7月7日(土)	名古屋港開港100周年記念レセプション	18:30　全港湾３Ｆ大ホール
13日(金) 17:30	ＮＨＫﾅﾋﾞｹﾞｰｼｮﾝ「２０才代の過労死」 （杉山貴紀さん事件ほかを放映予定）	17:30　東海７県で放送予定
14～15日	大阪過労死家族の会学習交流会	加藤・鈴木トが参加(大阪)
17日(火)	事務局会議	10:00　ｾﾝﾀｰ事務所
	ソフトバンク損害賠償・小出裁判控訴審	13:00　名古屋高裁
	判例研究会(金谷・倉田事案)	18:00　水野弁護士事務所
20日(金)	ドラッグスギヤマ・杉山裁判**結審**	11:00　名古屋地裁1103
21日(土)～ 22日(日)	日本社会医学総会 自由集会(21日19時～20時)	名古屋大学東山キャンパス (21日13:00～22日17:30)
23日(月)	アスベスト懇談会	14:00　健康センター事務所
26日(木)	デンソー・川野裁判	16:00　名古屋地裁1103法廷
27日(金)	トヨタ自動車・内野裁判**結審**	13:30　名古屋地裁大法廷
29日(日)	愛労連定期大会	10:00　東別院ホール
30日(月)	事務局会議	10:00　ｾﾝﾀｰ事務所
8月25日(土)	**愛知健康センター総会**	13:00　労働会館２F会議室
27日(月)	マツヤデンキ・小池裁判進行協議	11:00　名古屋地裁402号室
9月7日(金)	マツヤデンキ・小池裁判**証人尋問**	10:00～17:00 名古屋地裁1103法廷
30日(日)	障害者裁判交流会	10:00～16:00　名古屋市総合福祉会館(地下鉄・黒川下車)

本の紹介

職場はなぜ壊れるのか
―産業医が見た人間関係の病理
著者：荒井　千暁
●発行＝筑摩書房
●定価＝７００円＋税

「慢性疲労」
そのリスクのマネージメントを学ぶ
著者：近藤雄二　（天理大教授）
●発行＝学習の友社　●１０００円